

静岡県告示第484号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源に関する令和7管理年度（令和7年7月1日から令和8年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和7年6月24日

静岡県知事 鈴木康友

1 まさば及びごまさば

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
静岡県まさば及びごまさば漁業	現行水準

2 ぶり

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
静岡県ぶり漁業	101,000トンの内数